

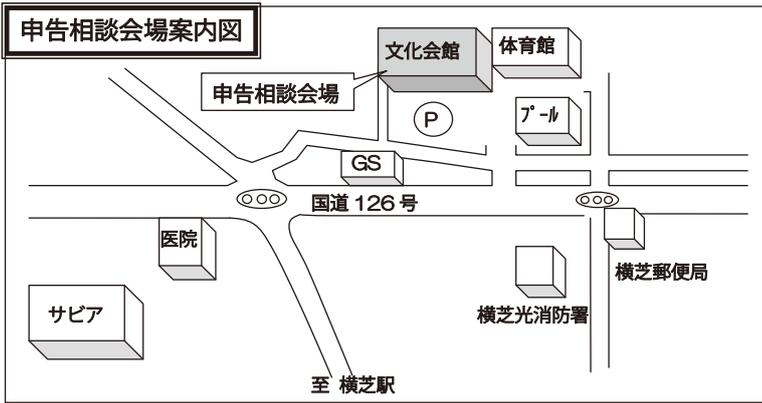
町民税・所得税の申告書の提出は 2月18日(月)～2月19日(金)まで

今年も申告の時期が近づいてきましたが、準備はお済みですか。

この申告は、平成24年中の所得を申告するもので、平成24年分所得税、平成25年度の町民税の課税基礎となりますので、必ず申告してください。

また、別表のとおり申告相談を地区別を実施します。申告期間中は、大変混雑しますので、地区割日程表を参考にお早めに申告されますよう、ご協力をお願いします。

なお、「町民税申告書」は、前年の申告状況等に基づき送付しています。以下の内容をよくご覧いただき申告を忘れないようにお願いします。



相談会場 文化会館 集会室
受付時間 午前9時～11時、午後1時～4時
 ※期間中の土・日を除く毎日
 ※記入済の申告書は、税務課及び文化会館で受付します。
 ※町民サービスセンターでは、受付できませんのでご注意ください。

所得税の 確定申告が必要な方

- 営業・農業・不動産所得などがある方で、所得金額の合計が所得控除の合計額を超える方
- 土地や建物等の不動産を売却になった方や株式等の資産を売却になった方
- ※譲渡所得の申告相談は、東金税務署で受けられますようお願いいたします。
- 給与収入が2千万円を超える方
- 給与所得以外の所得の合計額が20万円を超える方
- 給与を2ヶ所以上から受けていて、年末調整をされな

町民税の 申告が必要な方

- 平成25年1月1日現在、横芝光町に住所があり、次に該当する方は町民税の申告をお願いします。
- 営業・農業・不動産所得などがある方で確定申告の必要がない方
- 前年中の所得が給与のみで、勤務先から町へ「支払報告書」が提出されていない方(勤務先で提出の有無をご確認ください)
- 前年中の所得が公的年金等のみで、支払者から町へ「支払報告書」が提出されていない方

持参するもの

- 印かん
- 事業所得(営業・農業等)の方は、収支内訳明細書など収入・支出のわかる書類
- 給与所得のある方や年金を受給されている方は源泉徴収票
- 所得控除に必要な書類(医療費、社会保険料、生命保険料、地震保険料などの領収書または証明書)
- ※社会保険料のうち「国民年金等」は、日本年金機構及び各年金基金発行の控除証明書等の添付が必要です。
- ※還付申告される方は申告者本人名義の預貯金口座のわかるものをお持ちください。

- かった方
- 年金収入が400万円を超える方
- 年金に係る雑所得以外の所得の合計額が20万円を超える方

- 前年中の所得はないが、町内居住の家族の控除対象扶養親族等になっていない方
- ※支払報告書：給与や年金等の支払者が前年中の支払金額等を、支払いを受けた方が居住する市町村に報告する書類